

○浅口市簡易専用水道取扱要領

平成27年2月13日
水道事業管理規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、簡易専用水道の管理を適正に保持するために必要な事項を定め、建築物等に衛生的で安全な水の供給を確保し、もって、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(規制の対象)

第2条 この規程において「簡易専用水道」とは、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)

第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。ただし、国の設置する施設を除く。

(届出)

第3条 簡易専用水道を設置した者(以下「設置者」という。)は、市長に次の届出をしなければならない。ただし、簡易専用水道の設置に関し、水道事業者に提出する場合は、この限りでない。

(1) 簡易専用水道を設置したときは、簡易専用水道設置届(様式第1号)に簡易専用水道設置票(以下「設置票」という。)を添えて、速やかに届け出ること。

(2) 届出事項を変更したときは簡易専用水道変更届(様式第2号)を、主要な設備(水槽及びポンプをいう。)を変更したときは同様式に設置票を添えて、速やかに届け出ること。

(3) 簡易専用水道を廃止したときは、簡易専用水道廃止届(様式第3号)を速やかに届け出ること。

(水道事業者)

第4条 水道事業者は、設置者に対し、次の事項を行うものとする。

(1) 施設の適正管理及び法第34条の2第2項の規定に基づく検査(以下「法定検査」という。)の受検について、指導、助言等を行うこと。

(2) 前号の指導、助言等を行ったにもかかわらず、改善がみられない場合には、市長にその旨を通報すること。

(3) 前条の規定に基づく届出について、指導、助言等を行うこと。

(4) 前条の規定に基づく届出を受けたときは、遅滞なく市長へ送付すること。

(管理の基準)

第5条 設置者は、次に定める基準に従い簡易専用水道の維持管理を行わなければならない。

(1) 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

(2) 水槽の掃除は、原則として、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。)により知事の登録を受けた者により行うこと。この場合において、掃除の記録は、貯水槽清掃作業報告書(様式第4号)を標準的なものとし、作業を行った者から徴収し、また、消防用と共にされている水槽の掃除に当たっては、あらかじめ現地消防機関に連絡する等、不測の事態に対する配慮を行うこと。

(3) 水槽の点検は、原則として毎月1回定期を行い、必要に応じて有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止する措置を講ずること。この場合において、地震、凍結、大雨等水質に影響を与えるおそれのある緊急の事態が発生したときは、速やかに点検を行うこと。

(4) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要な項目について検査を行うこと。この場合において、水質検査は、地方公共団体の機関及び法第20条第3項の規定に基づき厚生労働大臣の登録を受けた者並びに建築物衛生法に基づき知事の登録を受けた者により行うこと。

(5) 給水栓における水から遊離残留塩素が検出されるよう努めるとともに、7日毎に1回、残留塩素を測定すること。

(6) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずるとともに、市長へも連絡すること。

(7) 給水用防錆剤を使用する場合は、建築物衛生法関連の通知に定められた使用基準に準ずること。

(8) 簡易専用水道維持管理表(様式第5号)に管理の状況を記録し、水槽の掃除の記録及び法第34条の2第2項に規定する検査に関する記録とともに3年間保存すること。

2 設置者は、次に揚げる図面を備えておかなければならない。

(1) 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面

(2) 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図

(管理者の選任)

第6条 設置者は、簡易専用水道の管理を担当させるため管理者を置かなければならない。ただし、自ら管理者となることを妨げない。

(検査の内容)

第7条 法定検査は、厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録検査機関」という。)が行うこととし、簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項(平成15年厚生労働省告示第262号)により行うものとする。

2 登録検査機関への法定検査を依頼する場合は、簡易専用水道施設定期検査実施依頼書(様式第6号。以下「依頼書」という。)により行うものとする。

3 建築物衛生法が適用される建築物に設置されている簡易専用水道の法定検査で、書類検査の受検を登録検査機関に依頼する場合は、依頼書に簡易専用水道施設書類検査提出書類(様式第7号その1及び様式第7号その2)を添えて行うものとする。

(登録検査機関との連携)

第8条 市長は、簡易専用水道施設の適正管理、法定検査の受検等を把握するため、定期的に登録検査機関と連絡して対処するものとする。

(立入検査等)

第9条 簡易専用水道の管理の適正を確保するため、市長は、次の事項を行うものとする。

(1) 設置者に、施設の適正管理及び法定検査の受検について、指導を行うこと。

(2) 第7条の規定による検査の結果、問題があり、設置者から報告を受けたときは、関係する水道事業者と連携して速やかに立入検査を行い、改善の指導を行うこと。

(3) 水道事業者からの通報で、改善を要する事項があると確認したときは、設置者に対し、改善の指導を行うこと。

(4) 設置者が再三の改善指導等に従わないときは、期間を定めて法第36条第3項の規定に基づき、簡易専用水道改善指示書(様式第8号)により、必要な措置を講じる旨の指示を行うこと。

(5) 設置者が前号に規定する指示事項に従わず、給水を継続させることができない簡易専用水道の利用者の健康を阻害すると認められたときは、法第37条の規定に基づく給水停止命令(様式第9号)を行うこと。なお、給水停止命令を行うに際しては、事前に水道事業者及び消防機関に通報すること。

(水道事業体との連携)

第10条 市と水道事業体は、施設の把握及び管理に対する指導等について、連携して対処するものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日水管規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。(経過措置)

2 この規程の施行の際、第1条の規定による改正前の浅口市専用水道取扱要領及び第2条の規定による改正前の浅口市簡易専用水道取扱要領に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

様式第1号(第3条関係)

簡易専用水道設置届

年 月 日

浅口市水道事業

浅口市長 様

届出者	住所(主たる事務所の所在地)	
フリガナ 氏名 (法人にあっては名称)		
法人にあっては 代表者の氏名		
電話番号	() -	

次のとおり簡易専用水道を設置したので、浅口市簡易専用水道取扱要領第3条第1号の規定により設置票を兼せて届け出ます。

建築物の名称及び種類	
簡易専用水道の所在地	
設置者 氏名	
管理者 氏名	
使用開始年月日	

簡易専用水道設置申請書			
被申請者の名前	西田重義		
所在地	新潟県長岡市		
利用形態	軽用普及	管理者社名	新潟市水道局
受水する本名	新潟市水道局	管轄品目	新潟市水道局
登録者名の変更		使用料金	新潟市水道局
設置の概要			
受水地の位置	新潟市水道局	設置位置の場所	新潟市水道局
受水地の面積	新潟市水道局	新潟市水道局	新潟市水道局
高齢者階層の割合	新潟市水道局	新潟市水道局	新潟市水道局
その他	新潟市水道局		
陸区	新潟市	第一郷	新潟市
備考欄			

申請の登録番号	新潟市水道局
申請の登録番号	新潟市水道局

様式第2号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

簡易専用水道変更届

年 月 日

浅口市水道事業

浅口市長 様

届出者	住所(士たる事務所の所在地)
フリガナ	
氏名	
(法人にあっては名称)	
法人にあっては代表者の氏名	
電話番号	() -

次のとおり〔届出事項
主要な設備〕を変更したので、浅口市簡易専用水道取扱要領第3条第2号の規定により届け出ます。

変更事項	
変更内 容	変更前
	変更後
変更年月日	
変更理由	

注: 設備変更の場合は、簡易専用水道設置票を添付

様式第3号(第3条関係)

様式第3号(第3条関係)

簡易専用水道廃止届

年 月 日

浅口市水道事業
浅口市長 様

届出者	住所(主たる事務所の所在地)
フリガナ 氏名 (法人にあっては名称)	
法人にあっては代表者の氏名	
電話番号	()

簡易専用水道を廃止したので、浅口市簡易専用水道取扱要領第3条第3号の規定により届け出ます。

建築物の名称	
簡易専用水道の所在地	
廃止年月日	
廃止理由	

様式第4号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

貯水槽清掃作業報告書

年 月 日

箇中

登録番号

第 号

所在地

名 称

代表者名

印

TEL

1. 作業場所等(作業年月日 年 月 日)

所在地	名称		所有者等	
受水槽	容 量 m ³	構 造 一槽式 二槽式	FRP RC 鋼板	場 所 地上、地下、半地下
高置水槽	容 量 m ³	構 造 一槽式 二槽式	FRP RC 鋼板	

2. 作業実施者名

作業実施者名 (作業監督者)	健康等	確認印

3. 点検項目

	受水槽	高 水 置 槽	備 考		受水槽	高 水 置 槽	備 考
1	周囲の状態			7	通気管の状態		
2	本体の状態			8	水抜管の状態		
3	上部の状態			9	ボールタップ の状態		
4	内部の状態			10	給水ポンプ の状態		
5	マンホール の状態			11	フート弁の状態		
6	オーバーフ ロー管の状態						

備考……○良 × 不良(要修理交換)

4. 水質検査結果等

場 所	清掃前		清 掃 後					
	残留塩素 mg/l	残留塩素 mg/l	臭氣	味	色度	濁度	その他の 現象	

※ 水質検査成績書は別紙

5. 使用消毒剤等

渠 劑 名	使 用 渠 劑	消 毒 回 數
次亜塩素酸ナトリウム溶液		

6. その他特記事項

注)3及び4は、水道法第34条の2第2項の規定に基づく検査ではありません。

様式第5号(第5条関係)

様式第5号(第5条関係)

簡易専用水道維持管理表

年 月

記録者

日(曜日)	毎日点検 (水質外観検査)	毎週検査 残留塩素(mg/l)	月例点検			
			月日	受水槽	高置水槽	その他
1日()						
2日()						
3日()						
4日()						
5日()						
6日()						
7日()			異常時の水質検査			
8日()			月 日	検査理由	検査依頼先	
9日()						
10日()						
11日()						
12日()						
13日()			特記事項(修繕、清掃、その他の記録)			
14日()			月 日	記 事		
15日()						
16日()						
17日()						
18日()						
19日()						
20日()						
21日()						
22日()						
23日()						
24日()						
25日()						
26日()						
27日()						
28日()						
29日()						
30日()						
31日()						
記入方法	異常なしは○印 異常ありは×印	残留塩素測定器による測定値を記入	※水質外観検査は色、滿り、臭い、味、その他異常があるかどうかを観てください。			

様式第6号(第7条関係)

様式第6号(第7条関係)

簡易専用水道施設定期検査実施依頼書

年 月 日

厚生労働大臣登録検査機関

様

依頼者住所
〒

電話

名称・氏名

印

下記の簡易専用水道施設について、水道法第94条の2第2項の規定に基づく定期検査を、
登録検査機関に依頼します。

記

1. 検査対象施設

施設名称

丁

施設住所

2. 施設設置者

設置者名

丁

住所

3. 施設管理者

管理者名

丁

住所

4. 検査方法

1. 現場検査

2. 書類検査

(いずれかを選択)

※ 書類検査は、検査対象施設が、建築物における衛生的状態の確保に関する法律
が適用される建築物の場合のみ選択できます。

様式第7号その1(第7条関係)

様式第7号その1(第7条関係)

簡易専用水道施設書類検査 提出書類 Ⅰ

年 月 日

記入者名

建物の名称			
設置者			
管理者			
建物環境衛生管理 技術者氏名※1		免状番号	第 番
受水槽設置年月日		受水槽材質	
受水槽メーカー		受水槽有効容積	㎥
受水槽設置場所※2		受水槽形状	
高層水槽メーカー		高層水槽有效容量／枚	㎥／
建物の用途		消防実施年月日※3	年 月 日

*提出書類Ⅰ。旨及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律第10条に規定する帳簿書類を提出してください。

※1 必ず、御記入ください。

※2 受水槽の設置場所「建物内」「建物外」と受水槽の設置方法「地下式」「半地下式」「地上式」を御記入ください。

※3 高層の水槽消掃年月日を御記入ください。

様式第7号その2(第7条関係)

様式第8号その2(第9条関係)

簡易専用水道施設書類検査 提出書類 II

簡易専用水道の管理者規

登録名:

本体の種類:

有効:

	検査事項	判定基準	審査基準
1	本體の構造	木桶、漆桶、鉢等に封筒的が、内部に密閉されていること。 詰めたり、ごみ、ゴミ袋を詰めていないこと。 本體内がつまり水、液体等がないこと。	
2	本體本体の構造	布箱、漆桶、鉢等に封筒的が、内部で密閉されていること。 詰めたり、ごみ、ゴミ袋を詰めていないこと。 貯水槽は入り口部側には可動部等が付属せられていて、貯水槽が開けられていること。 本體本体に、排水管等の接合部が見えたる、貯水槽が開けられていること。	
3	本体本体の洗浄	木桶と桶は水たまりができない状態であり、はこりぐる氷脂生と膏薬をもろに溶け流してしまったこと。 本桶のふたの裏面は洗浄用の湯船をもろに残してしまったこと。 本桶の本体表面は水洗い洗浄しておらず、本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄、油膜等が残されていました。	
4	水桶内部の洗浄	木桶と桶は水たまりができない状態であり、はこりぐる氷脂生と膏薬をもろに溶け流してしまったこと。 本桶のふたの裏面は洗浄用の湯船をもろに残してしまったこと。 本桶の本体表面は水洗い洗浄しておらず、本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄、油膜等が残されていました。	
5	本体及び小桶の本体	ふたの氷脂生が溶け流れていたり、本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄しておらず、本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄、油膜等が残されていました。 マンホール側は、頭上面から氷脂生を頭に洗い流してしまったこと。	
6	本体のオーバーフロー栓の状態	頭上面からおこり本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄しておらず、本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄、油膜等が残されていました。 頭上面からおこり本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄しておらず、本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄、油膜等が残されていました。	
7	本体内部洗浄の手順	頭上面からおこり本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄しておらず、本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄、油膜等が残されていました。 頭上面からおこり本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄しておらず、本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄、油膜等が残されていました。	
8	本体の本体	頭上面からおこり本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄しておらず、本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄、油膜等が残されていました。	
9	塗装の手順	頭上面からおこり本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄しておらず、本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄、油膜等が残されていました。	
10	塗装	頭上面からおこり本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄しておらず、本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄、油膜等が残されていました。	
11	塗装	頭上面からおこり本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄しておらず、本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄、油膜等が残されていました。	
12	色	頭上面からおこり本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄しておらず、本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄、油膜等が残されていました。	
13	色	頭上面からおこり本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄しておらず、本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄、油膜等が残されていました。	
14	頭	頭上面からおこり本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄しておらず、本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄、油膜等が残されていました。	
15	塗装	頭上面からおこり本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄しておらず、本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄、油膜等が残されていました。	
16	本体の外側 取扱いのため	頭上面からおこり本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄しておらず、本桶の外側や本桶の内側に水洗い洗浄、油膜等が残されていました。	

摘要 1 簡易水道利用の衛生のための検査に備える法律第 16 条に規定する検査結果に基づき、それが登録されてから在庫の日数が次表によ

て記入してください。

2 本体に当たっては、当該器具の部材使用の衛生のための検査をしてください。

3 水桶本体及び本体、水桶ごとに記入してください。

4 費中料へおける事項については、必ず記入して、水桶ごとに記入してください。

様式第8号(第9条関係)

様式第8号(第9条関係)

簡易専用水道改善指示書

第 号
年 月 日

様

浅口市水道事業
浅口市長

下記の簡易専用水道施設は、次の事項について、水道法第36条第3項により必要な措置を採るよう指示します。

については、 年 月 日までは必要な措置を採り、報告してください。

様

1 施設の名称(通称)

2 施設の所在地

3 措置を要する事項

様式第9号(第9条関係)

様式第9号（第9条関係）

給水停止命令書

第一回

簡易車用水道設置者

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者）

水道法第37条の規定により下記のとおり給水の停止を命じます。

年　月　日

浅口市水道事業　浅口市長

記

1 施設の名称（通称）

2 施設の所在地

3 給水停止の内容

4 停止期間

年　月　日から　年　月　日付け以上水第　号の改修措置に係る事項

が施行され、浅口市長がこれを確認するまでの期間

5 削除理由

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、浅口市長に対し審査請求をし、若しくは同日から起算して6箇月以内に、浅口市を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起し、又はこれらのいずれについても行うことができます。（ただし、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求及び訴えの提起をすることができません。）。